

■ 日本鉱物科学会研究発表優秀賞とは、 奨励金とは、 Q&A

2015 年度から、従来のポスター発表に加え**口頭発表も審査対象となりました。**

また、受賞者には**奨励金***を授与することになりましたので、以下の要領で奮ってご参加下さい。

・ **審査対象条件**：学生正会員が筆頭著者として発表するポスターあるいは口頭発表のうち WEB 講演申込み時にエントリーした発表とします。(WEB 登録発表形式選択の際「**発表賞エントリー**」を選択してください。)

・ **授賞対象者**：上記審査対象 発表の筆頭著者である学生正会員発表者に対して授与されます。

・ **発表日**：それぞれエントリーしたセッションの発表日となります。

・ **審査日** ポスター発表あるいは口頭発表のあいだに審査を受けます。

・ **結果発表**： 年会後に学会ホームページにて発表します。受賞者には直接連絡します。

・ **表彰**：受賞者に賞状を授与します。また、海外の学会等で研究成果を発表するあるいは 海外で調査・研究を行うことを支援するための**奨励金***を授与します(**上限 5 万円**)。

* 奨励金について (海外渡航支援制度の内容**)

・ 研究発表優秀賞を受賞した学生正会員に対し、海外の学会等で研究成果を発表する或は海外で調査・研究を行うことを支援するため、奨励金を与える。

・ 海外渡航支援を受ける期間は、受賞から 1 年以内とする。

・ 支給する額は、本会の旅費規程に基づく実費相当の額とし、一件あたり上限を 5 万円とする。

・ 本賞を受賞した発表論文の講演番号、講演題目および受賞者名を年会報告とともに GKK に掲載する。

また、海外渡航支援を受けたものは帰国後に海外渡航支援の成果を報告することとする。

**奨励金について受賞者からの質問事項について、以下に Q&A 方式で回答します

他ご不明な点がありましたら事務局 (KYL04223@nifty.ne.jp) までお寄せください。

Q：「海外の学会等で研究成果を発表する」というのは、「日本で開催される国際学会」も該当するのですか。

A：はい、該当します。しかし、JpGU など海外からの参加者が半数未満のものは除きます。

Q：日本学術振興会の特別研究員に採用されていても、海外渡航支援制度を受けることができますか。

A：はい、利用できます。海外渡航支援制度では「旅費規程に基づく実費相当の旅費を支給する」としていますので、特別研究員であっても本制度を利用することは可能です。しかし、大学側の規則などもありますのでご確認ください。